農業競争力強化農地整備事業実施要領

制定　平成30年３月30日付け29農振第2605号
平成30年３月30日付け29生畜第1500号
最終改正　令和８年４月15日付け７農振第3303号
令和８年４月15日付け７畜産第3321号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長
殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省畜産局長

第１　趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第２　事業の内容

１　要綱第２の１の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用は、別紙１によるものとする。

２　要綱第２の２の実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用は、別紙２によるものとする。

３　要綱第２の３の草地畜産基盤整備事業（以下「草地畜産基盤整備事業」という。）に係る運用は、別紙３によるものとする。

４　要綱第２の４の農村環境計画策定事業（以下「農村環境計画策定事業」という。）に係る運用は、別紙４によるものとする。

５　要綱第２の５の農業基盤整備促進事業（以下「農業基盤整備促進事業」という。）に係る運用は、別紙５によるものとする。

第３　計画の作成

１　要綱第５の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、別記様式により作成するものとする。

（１）国営事業関連区分

（２）農地集積促進区分

（３）高付加価値化等促進区分

２　要綱第５の畜産基盤整備計画は、別紙３に定めるところにより作成するものとする。

３　要綱第５の農業基盤整備計画は、別紙５に定めるところにより作成するものとする。

第４　採択要件

第２に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

１　第３の１の（１）の国営事業関連区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うことで事業効果を高めるものであること。

２　第３の１の（２）の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、別紙１第６の１の（２）に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）の目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）の別紙２に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上の場合にあっては 80 パーセント以上、それ以外の場合にあっては 50 パーセント以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙１によるものとする。

３　第３の１の（３）の高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。

４　農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業を総合的に施行する場合にあっては、それぞれの事業の受益面積の重複がおおむね 30 パーセント以上であること。

第５　事業の審査

要綱第７の２の審査については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

１　事業の実施が技術的に可能であること。

２　事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。

３　食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。

４　農地の排水条件等に沿った整備であること。

５　水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。

6　関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
7　用水及び排水の計画基準が適正であること。
8　工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
9　地域の環境との調和に配慮されていること。

第６　発電施設における固定価格買取制度との調整等

1　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年４月１日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2　本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年 11 月末日までに要綱第７に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。

（１）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

（２）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第７　その他

1　第３及び別紙１から別紙５までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

2　別紙１の別表１の区分１の事業、別紙３の事業（第 10 の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。）並びに別紙５の別表１の区分１の（１）から（６）までの事業及び区分２の（１）から（10）までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

3　２に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は２の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附　則

この通知は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

２　別紙１の第３の３の耕作放棄地型については、令和２年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和２年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附　則

この通知は、令和３年１月 28 日から施行する。

附　則

１　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

２　農村地域復興再生基盤整備総合整備事業実施要綱（平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、令和３年度以降も実施する必要がある地区については、要綱第７の申請及び採択が行われたものとみなす。

附　則

１　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号、平成 30 年３月 30 日付け 29 生畜第 1500 号農村振興局長・畜産局長連名通知)別紙１の第３の２（２）の規定により実施されている中山間地域型について、令和３年度以前に採択され、令和４年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

３　令和４年度において、別紙２に規定する実施計画等策定事業を、別紙２第５の１（２）に規定する中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画策定地域における地区において実施しようとする場合又は別紙２第５の２に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙２第６の１の事業採択申請書等の提出期限は、別紙２第６の１の規定にかかわらず、令和４年 10 月末日までとする。

附　則

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第７の改正規定は、令和５年５月 26 日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領別紙１の第３の２（２）の規定により実施されている中山間地域型について、令和３年度以前に採択され、令和５年度以降も実施す

ることを予定している事業については、なお従前の例による。

3　この通知による改正前の本要領別紙１の第２の３（５）及び別紙５の第９の３（１）のイに規定されている中心経営体については、令和７年３月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

4　この通知による改正後の本要領別紙２に規定する実施計画等策定事業を、別紙２第５の１（３）に規定するスマート農業に取り組む地区において実施しようとする場合又は別紙２第５の２に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙２第６の１の事業採択申請書等の提出期限は、別紙２第６の１の規定にかかわらず、令和５年 10 月末日までとする。

5　この通知による改正後の本要領別紙５の定額単価については、令和５年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和４年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和６年４月１日から施行する。

2　農業競争力強化農地整備事業実施要領の一部改正について（令和３年４月１日付け２農振第 3714 号・２生畜第 2365 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）による改正前の別紙１－１の第３の４の規定により実施されている中山間傾斜農地型について、令和２年度以前に採択され、令和３年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

3　この通知による改正後の第４の２、第５の３及び４、様式２並びに別紙１の第２の３、第５の１の（２）及び（３）、第５の２の（１）のイ及びウ、第５の４、第９の１の（２）、（８）及び（９）、別表２及び別表３並びに別記様式第７号の２の（４）については、令和６年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙２に定める実施計画等策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等の地区調査に着手する地区をいう。）又は令和９年度以降に採択する地区（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等を採択する地区をいう。）について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和７年４月１日から施行する。

2　この通知による改正後の別記様式並びに別紙１の第２の３、別記様式第３号及び別記様式第７号並びに別紙３の第５の１の（４）のオについて、令和６年度以前に要綱第７の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。

3　この通知による改正後の別紙２の第５の１の（４）に規定する地区において、実施計画策定事業又は経営体育成促進換地等調整事業の令和７年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙２第６の１の規定にかかわらず、令和７年 10 月末日までとする。

附　則

1　この通知は、令和７年12月16日から施行する。

2　令和７年度において、この通知による改正後の別紙１の第７の６に規定する対策費申請書等を提出する場合にあっては、当該規定にかかわらず、令和８年１月末日までに提出するものとする。この場合においては、この通知による改正後の別紙１の第７の７の規定を準用する。

附　則

1　この通知は、令和８年４月15日から施行する。

2　この通知による改正後の農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙３の第10の１の（２）の表及び別紙５の別表２に掲げる定額助成の単価については、令和８年度予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和８年度予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

（別記様式）

○○地区農業競争力強化基盤整備計画
（国営事業関連区分・農地集積促進区分・高付加価値化等促進区分）

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>1　地区の概要</td><td>・地区名：
・所在地：
・地区面積：</td></tr>
<tr><td>2　地区における農用地の現況及び問題点</td><td>・地区農用地の現況及び問題点
・整備状況（前歴事業等）</td></tr>
<tr><td>3　地域における農業の振興方向</td><td>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</td></tr>
<tr><td>4　方針等
（区分に応じた取組方針等を記載）</td><td>（国営事業関連区分）
・関連する国営事業の整備状況

（農地集積促進区分）
・担い手への農地利用集積方針
<table>
<tr><th></th><th>担い手数</th><th>担い手の経営等農用地面積
(ha)</th><th>担い手農地利用集積率
(%)</th></tr>
<tr><td>事業開始時</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>増加ポイント</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型））
・営農展開方向
※高収益作物の導入・生産拡大を行う場合は、導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等）を記載
※集落営農組織等の設立（法人化）の場合は、設立（法人化）予定の集落営農組織の概要
（組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等）

・高付加価値化等に向けた取組方針
※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載

・雇用創出に向けた取組方針
※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）

（高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型））
・用地創出の概要
<table>
<tr><td>用地名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
・創出する用地の位置（図面）

・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策</td></tr>
<tr><td>5　生産基盤整備の内容</td><td>・基盤整備計画
<table>
<tr><td>事業種</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事業別面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>6　営農、集積、高付加価値化等への支援体制</td><td>・支援体制図</td></tr>
</table>

別紙１（農地整備事業に係る運用）

第１　趣旨

要綱第２の１に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第２　定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

１　農地所有適格法人等　農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第４項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。

２　経営等農用地　所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場３作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場３作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する３つの作業とし、畑作にあっては（１）、（３）又は（４）のうち農業者が主なものとして選択する２つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

（１）耕起
（２）代かき
（３）田植え又は播種
（４）収穫

３　担い手　地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第３の２のただし書きに規定されている原子力被災 12 市町村及び令和６年能登半島地震の被災市町村にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）２の（１）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

（１）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第４項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
（２）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の４に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
（３）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

（４）市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。

（５）その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

４　中山間地域　次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

（１）離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

（２）豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された地域

（３）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された地域

（４）半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域

（５）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

（６）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

（７）旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第３条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）

（８）棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

（９）（１）から（８）までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

５　集約化　同一の担い手の経営等農用地であって、１ヘクタール（北海道にあっては３ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

（１）２つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

（２）２つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

（３）２つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

（４）段状をなしている２つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

（５）２つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

（６）その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第３　事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

１　経営体育成型

（１）生産基盤整備事業（別表１の区分の欄の１の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の（３）又は（５）に掲げるものを実施するもの

（２）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（１）から（７）までに掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの

（３）（１）又は（２）の生産基盤整備事業と別表１の区分の欄の２から６までの事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

２　中山間地域型

（１）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（３）又は（５）に掲げるものを中山間地域において実施するもの

（２）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（１）から（７）までに掲げるもののうち２以上を総合的に中山間地域において実施するもの

（３）（１）又は（２）の生産基盤整備事業と別表１の区分の欄の２から６までの事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

３　国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業等（国営農地再編整備事業実施要綱（平成７年４月１日付け７構改Ｄ第 157 号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成 20 年４月１日付け 19 農振第 2056 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の（４）又は（５）に掲げる事業

４　国営事業促進型

国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表１の区分の欄の４の事業種類の欄の（２）に掲げる事業

５　共通事項

（１）埋蔵文化財調査事業（別表１の区分の欄の２の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業においては、別表１の区分の欄の１の（３）から（７）までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表１の区分の欄の１の（１）及び（２）に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業を行うものとする。

（２）営農環境整備事業（別表１の区分の欄の３の事業をいう。以下同じ。）

ア　農業集落道整備事業においては、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供する農業集落道のうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

イ　農業集落排水施設整備事業においては、生産基盤整備事業実施地区内の農業用用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

ウ　農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業の実施に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意するものとする。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ　用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

（ア）農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

（イ）地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

（ウ）農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

（エ）農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ　営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね 10 戸以上、かつ、末端の受益戸数が２戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

カ　情報通信環境整備は、整備後にスマート農業技術の導入が確実に見込まれる場合に行うものとする。

（３）農業経営高度化支援事業（別表１の区分の欄の４の事業をいう。以下同じ。）

ア　高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（１）の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

（ア）農業経営高度化支援事業の啓発普及
（イ）農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告
（ウ）農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
（エ）市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ　高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別紙１別表１の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。
（ア）関係農家の意向調査活動
（イ）土地利用調整活動
（ウ）農地流動化についての関係機関との調整活動
（エ）農業機械の利用再編に関する活動
（オ）普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
（カ）農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
（キ）その他農地流動化に関係する調査・調整活動

エ　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ　農地集積促進事業の実施に当たっては、担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ　耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。
（ア）営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
（イ）効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
（ウ）暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
（エ）表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
（オ）補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
（カ）転作後に必要な田面整地作業
（キ）その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
（ク）生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

キ　耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ク　水田貯留機能向上支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下同じ。）のうち、指導事業の内容は、次のとおりとする。

（ア）本事業の啓発普及

（イ）本事業の実施状況の確認及び報告

（ウ）本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

（エ）調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導

（オ）水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修

（カ）水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動

（キ）その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動

ケ　水田貯留機能向上支援事業のうち、調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

（ア）関係農家の意向調査活動

（イ）水利用・土地利用・作付調整活動

（ウ）関係機関との調整活動

（エ）水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催

（オ）研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動

（カ）水田貯留機能向上の取組の実施計画策定に関する活動

（キ）その他水田貯留機構向上の取組に関係する調査・調整活動

コ　水田貯留機能向上支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ　水田貯留機能向上推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

（ア）水田貯留機能を向上するための畦畔の整備

（イ）効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替

（ウ）暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

（エ）表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

（オ）補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

（カ）安定的な排水機能を維持するための排水改良

（キ）水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平

（ク）その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等

シ　水田貯留機能向上推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

（４）農業構造転換特別対策事業（別表１の区分の欄の５の事業をいう。以下同じ。）

農業構造転換特別対策事業の実施に当たっては、農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

（５）事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第４　事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第４の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

１　農地整備事業の事業実施主体は、２から６までに定める場合を除き、都道府県とする。

２　高度土地利用調整事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。

３　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

４　農地集積促進事業、水田貯留機能向上推進事業及び農業構造転換特別対策事業のうち別表４の区分の欄３に掲げる事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

５　耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

６　交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

第５　採択要件

農地整備事業に係る要綱第６の１の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

１　経営体育成型

（１）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（１）から（６）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。

ア　農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第１号により集約化を進める基本的な方針が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ　事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が 60 ヘクタール以上であること。

ウ　農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第２号により農用地集積加速化整備構想が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

（２）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア　促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表２の区分の欄の１に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ　促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地であって集約化された農用地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の２に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ　次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

ａ　農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第７に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

ｂ　農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第７項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める（ア）の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上の場合にあっては 80 パーセント以上、それ以外の場合にあっては 50 パーセント以上となることが確実と見込まれること。

（３）本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

（４）農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が 55 パーセント以上となること。

（５）水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第６の６に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の 50 パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。

ア　流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

（ア）流域治水プロジェクトの推進について（令和２年６月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

（イ）二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和２年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ　治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ　地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

（６）水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。

（７）区画整理事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。）によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（第２の４の（１）、（３）、（５）及び（８）に規定する地域において行うものにあっては、20 アール。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね２／３以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表１の区分の欄の２の事業種類の欄の（２）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア　畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）

イ　30 アール以上の区画とすることによって土層の厚さが 30 ㎝以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域

ウ　30 アール以上の区画とすることによって田差がおおむね 1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ　30 アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

（８）農道整備事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（２）の農道整備事業をいう。）において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

ア　ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ　１路線の延長がおおむね 500m未満であること。

ウ　連絡する農道の幅員は、おおむね５ｍ以上であること。

（９）農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア　次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（１）から（６）までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積（以下「対策費の対象面積」という。）に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が１ヘクタール以上となる農用地の面積の割合（以下「１ヘクタール割合」という。）が１／２以上であること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合（以下「対策費部分集積率」という。）が 85 パーセント以上となること。

（ウ）促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合（以下「対策費部分集約化率」という。）が 80 パーセント以上となること。

イ　傾斜地（受益地域内の勾配が１／100 以上の地域をいう。以下同じ。）であって、次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）対策費の対象面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が 50 アール以上となる農用地の面積の割合（以下「50 アール割合」という。）が１／２以上であること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が 85 パーセント以上となること。

（ウ）促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が 90 パーセント以上となること。

２　中山間地域型

（１）以下の要件を全て満たすこと。

ア　生産基盤整備事業の事業種類の欄の（１）から（６）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合にあっては、５ヘクタール以上であること。

（ア）農地整備事業の完了までに、地域計画の目標地図における農地整備事業の実施部分について、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年４月１日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）別記様式第１号及び別記様式第３号において作成する経営形態計画図と整合性のとれたものに変更し、農業経営基盤強化促進法第 19 条第８項に規定する公告を行うこと。

（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が 80 パーセント以上となること。

（ウ）促進計画に定める目標年度において、生産基盤整備事業の受益面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合が 80 パーセント以上となること。

イ　以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の１のとおり増加することが確実と見込まれること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の２のとおり増加することが確実と見込まれること。

（ウ）１の（２）のウの（ア）及び（イ）の要件を全て満たすこと。

ウ　本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

エ　農地集積促進事業を行う場合にあっては、１の（４）と同様とする。

オ　水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

（２）水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、１の（５）と同様とする。

（３）農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、１の（９）と同様とする。

３　国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、１の（５）と同様とする。

４　国営事業促進型

農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において担い手農地利用集積率が 80 パーセント以上となること。

第６　計画の作成

農地整備事業に係る要綱第７の１の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

１　経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により、令第 50 条第３項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

（１）集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第 50 条第３項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア　次に掲げる事項が明らかなものであること。

（ア）計画区域の現況
（イ）担い手等の見通し
（ウ）担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

イ　第５の１の（２）の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

（２）促進計画

ア　促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するものとする。

イ　促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ　促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の５年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ　促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第８の規定について十分な周知を図るものとする。

オ　促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

（ア）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第４条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第８条に規定する市町村農業振興地域整備計画

（イ）農業農村整備事業管理計画について（平成３年６月 24 日付け３構改Ｄ第 400 号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

カ　市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

（ア）計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

（イ）集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

２　中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、１に準じて計画を作成するものとし、この場合、１の（１）のアのイの「第５の１の（２）」とあるのは、「第５の２の（１）のイ」と読み替えるものとする。

３　高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付

加価値農業振興計画を作成するものとする。

（１）高付加価値農業振興計画は、優良農地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

ア　当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

イ　品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

ウ　農作物の加工を通じた地域特産物の開発

エ　その他適当と認められる手法

（２）高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　農業振興の構想

（ア）農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

（イ）高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ　高付加価値農業形成計画

（ア）高付加価値農業に関する営農計画

（イ）土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

（ウ）農地の権利移動状況

（エ）各種計画との調整

４　営農環境整備事業に係る計画

（１）都道府県知事は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア　当該事業の目的

イ　費用負担予定者

ウ　工事計画

エ　費用の総額

オ　施設の整備を行う事業にあっては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ　資金計画

（２）（１）の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。（１）のオの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

５　農業経営高度化計画

都道府県知事は、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第３号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

６　水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第９号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

7　農業構造転換推進計画

都道府県知事は、農業構造転換特別対策事業を行うときは、別記様式第 11 号により、農業構造転換推進計画を作成するものとする。

第７　事業の申請等

1　要綱第７の１の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日までに提出するものとする。

（1）予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

（2）災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合

（3）農地中間管理事業と連携する場合（（1）又は（2）の場合を除く。）

2　１の（1）の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第７の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、１の（1）の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3　１の（2）の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4　１の（3）の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を１月末日とする。

5　農地整備事業に係る要綱第７の１の事業採択申請書は別記様式第４号、要綱第７の２の事業採択通知書は別記様式第５号により作成するものとする。

6　農業構造転換特別対策事業を行おうとする都道府県知事は、当該事業の実施を希望する年度の前年度の 11 月末日までに、別記様式第 11 号による農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第 12 号による農業構造転換特別対策事業実施承認申請書（以下「対策費承認申請書等」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して当該事業を実施しようとする場合においては、都道府県知事は、予備費又は補正予算が成立した後、遅滞なく対策費承認申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

7　地方農政局長等は、６の規定による対策費承認申請書等の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の実施を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第 13 号の農業構造転換特別対策事業実施承認通知書により、承認した旨を通知するものとする。

第８　計画の変更等

1　都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型及び中山間地域型において、促進計画の変更があった場合又は国営事業促進型において、担い手農地利用集積計画

（国営農地再編整備事業実施要領（平成７年４月１日付け７構改Ｄ第 158 号農林水産省構造改善局長通知）第 13 又は国営緊急農地再編整備事業実施要領（平成 20 年４月１日付け 19 農振第 2057 号農林水産省農村振興局長通知）第４の４に定める計画をいう。）の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第６号により報告するものとする。

（１）担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア　担い手の追加

イ　担い手の交代

ウ　担い手の除外

（２）事業計画の変更

（３）目標年度の変更

（４）その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合

２　事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型において、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第９号により報告するものとする。

３　都道府県知事は、経営体育成型及び中山間地域型において、農業構造転換推進計画の変更があった場合には、４に定める場合を除き、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等に変更があった旨を、変更箇所を明記した上で、別記様式第 11 号により報告するものとする。

４　経営体育成型及び中山間地域型における農業構造転換推進計画の変更があった場合であって、当該地区において実施する農業構造転換特別対策事業の区分（別表４の区分の欄の区分をいう。）又は当該事業の実施期間の変更を希望する場合には、都道府県知事は、第７の６の規定に準じ、変更後の農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第 12 号により、農業構造転換特別対策事業変更承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

５　地方農政局長等は、４の規定による農業構造転換特別対策事業変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の内容の変更を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第 13 号の農業構造転換特別対策事業変更承認通知書により、当該変更を承認した旨を通知するものとする。

第９　事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1　促進計画等達成状況報告

（1）都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第７号により翌年度の９月末日までに地方農政局長等に行うものとする。

（2）農地整備事業のうち経営体育成型（第５の１の（２）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第５の２の（１）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて３年度目以降促進計画の目標年度まで、促進計画の担い手への農地の集積又は集約化に係る達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の９月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

（3）（２）の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が 70 パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、（２）の審査を行う年度の翌年度の９月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

（4）地方農政局長等は、（３）の報告において促進計画の達成率が 50 パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、農地整備事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

（5）都道府県知事は、地方農政局長等から（４）の指示を受けた場合には、農地整備事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

（6）地方農政局長等は、（５）の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該農地整備事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

　この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

（7）（３）及び（４）の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前３項の規定に基づく措置をとることを要しない。

（8）その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

（9）都道府県知事は、（８）の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の９月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2　農地所有適格法人等経営状況評価報告

農地整備事業のうち第５の１の（２）のウ又は第５の２の（１）のイの（ウ）の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降５年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の６月末日までに、別記様式第８号により地方農政局長等に報告するものとする。

３　水田貯留機能向上計画達成状況報告

（１）農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第６の６に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の６月末日までに、別記様式第 10 号により地方農政局長等に報告するものとする。

（２）（１）の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

４　農業構造転換推進計画達成状況報告

（１）農地整備事業のうち経営体育成型及び中山間地域型の農業構造転換特別対策事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度（以下「ハード完了年度」という。）から、当該年度の４月１日から起算して７年を経過した日を含む年度までの間において、毎年度、その達成状況を調査し、当該年度の翌年度の９月末日までに、別記様式第 14 号により地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、ハード完了年度の翌年度から、当該年度の４月１日から起算して６年を経過した日を含む年度までのいずれかの年度において報告された達成状況報告により、別表４の基準の達成が確認でき、かつ、農業構造転換特別対策事業の助成が完了している場合には、当該年度の翌年度以降の達成状況の調査及び報告を行わないことができる。

（２）（１）の結果、農地の大区画化又は担い手への農地の集積若しくは集約化に係る達成状況が十分でない場合には、地方農政局長等は、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

５　地域計画の目標地図の変更に係る達成状況報告

第５の２の（１）のアのただし書の規定に基づき採択された地区にあっては、農地整備事業の完了までに、第５の２の（１）のアの（ア）の要件を満たしたことが分かる資料を地方農政局長等に提出するものとする。

第 10　助成

１　農地整備事業に係る要綱第８の経費とは、別記に掲げる費用とし、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

（１）農業近代化施設用地

（２）地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
（３）集落移転用地
２　別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。
３　高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
４　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、５に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
５　４に掲げる高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業並びに９に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に事業の実施年数を乗じた額とする。
（１）60 ヘクタール未満の場合にあっては、1,500 千円
（２）60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満の場合にあっては、2,000 千円
（３）200 ヘクタール以上の場合にあっては、4,000 千円
６　農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。
（１）経営体育成型及び中山間地域型において実施する農地集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表３の区分の欄１に示す助成割合を乗じた額とする。
（２）国営事業促進型において実施する農地集積促進事業にあっては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表３の区分の欄の２に示す助成割合を乗じた額とする。
７　耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
８　水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ５の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
９　水田貯留機能向上推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
10　水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。
（１）畦畔の整備にあっては、別紙５別表２の（７）のイに規定する単価とする。
（２）排水口の整備にあっては、別紙５別表２の（７）のウに規定する単価とする。
（３）排水路の整備にあっては、別紙５別表２の（７）のアに規定する単価とする。
（４）暗渠排水にあっては、別紙５別表２の（２）に規定する単価とする。
（５）湧水処理にあっては、別紙５別表２の（３）に規定する単価とする。

（６）特認事業にあっては、別紙５別表２の（７）のエに規定する単価とする。

11　農業構造転換特別対策事業の助成の限度額は、次のとおりとする。

（１）別表４の区分の欄１又は２に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄１又は２に規定する事業の実施期間における各年度の当該補助事業費に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

（２）別表４の区分の欄３に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄３に規定する事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額に、同表の助成割合の欄に示す額を乗じた額とする。

この場合において、農業構造転換特別対策事業の助成は、第９の４に基づく達成状況報告により同表の区分の欄３の基準のうち農地中間管理権の設定等に係る基準が達成されていることを確認した年度の翌年度から、当該年度の４月１日から起算して５年を経過した日を含む年度までの期間内において実施するものとする。

（３）別表４の区分の欄３に規定する事業を行う場合であって、第９の４に基づく達成状況報告により同表の区分の欄３の基準を達成しないことが確実と見込まれる場合にあっては、同表の基準の欄に掲げる基準のうち当該地区において達成している基準に応じた助成割合を用いて、（２）の規定を準用して助成するものとする。なお、同表の注４の規定に留意するものとする。

12　農地集積促進事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、６の（１）中「総事業費」とあるのは、「総事業費から、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額を控除した額」とする。

第 11　その他

１　別表１の区分の欄の２から４までの事業（２（３）の事業を除く。）は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

２　本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第５条第５号に掲げる公共施設に当たる。

３　第 10 の６、７、９並びに 11（１）及び（２）の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上推進事業及び農業構造転換特別対策事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

４　事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和２年２月農林水産省策定）等を活用しながら、地域での話合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。

５　事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

６　中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年４月１日付け 12 構改Ｂ第 38 号農林水産事務次官依命通知）第６の２の（１）のアの（オ）の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む。）こと。

７　農業構造転換特別対策事業は、令和 11 年度末までに要綱第７の２の採択が行われた地区において実施できることとする。

別　記

１　工事費（請負工事にあっては、工事費とする。）

ア　純工事費

イ　測量設計費

ウ　用地費及び補償費

エ　船舶機械器具費

オ　全体実施設計費

カ　換地費

２　促進費

３　対策費

４　調査・調整費

別表１（事業内容）

区　分	事 業 種 類	事　業　内　容	備　考
１　農業生産基盤整備事業	（１）農業用用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更	
	（２）農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更	
	（３）区画整理事業	農地等の区画形質の変更	
	（４）農用地造成	農地の造成	
	（５）暗渠排水事業	農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工	
	（６）客土事業	農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等	
	（７）除礫	除礫	
２　農業生産基盤整備附帯事業	（１）土壌改良事業	土壌改良資材の投入等	
	（２）高付加価値農業施設移転等事業	事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業	
	（３）交換分合	農地等の交換分合	
	（４）耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等	
	（５）埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
３　営農環境整備事業	（１）農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備	
	（２）農業集落排水施設整備事業	農業用用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備	
	（３）農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備	
	（４）農業集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備	
	（５）用地整備事業	区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備	
	（６）環境整備事業	親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	

	（７）生態系保全空間整備事業	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	
	（８）営農用水施設	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	
	（９）農作業準備休憩施設	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	
	(10) 地域資源利活用基盤	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
	(11) 情報通信環境整備	スマート農業技術の導入を図るために必要なRTK-GNSS 基準局等の整備	
４　農業経営高度化支援事業	（１）高度土地利用調整事業 ア　指導事業	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	経営体育成型及び中山間地域型に限る
	イ　調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	経営体育成型及び中山間地域型に限る
	（２）農地集積促進事業	担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援	経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る
	（３）耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	経営体育成型及び中山間地域型に限る
	（４）水田貯留機能向上支援事業 ア　指導事業	水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る
	イ　調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る
	（５）水田貯留機能向上推進事業	水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備	経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る
５　農業構造転換特別対策事業	農業構造転換特別対策事業	農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化を推進	経営体育成型及び中山間地域型に限る
６　特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別表２（採択要件）

区　分	現　　況	基　　準	要　　件
１　集積率要件	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	80 パーセント（※）以上 90 パーセント未満	５パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
２　集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	23 パーセント以上 35 パーセント未満	７パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表３（農地集積促進事業に係る助成）

区　分	基　　準	助　成　割　合	
	担い手農地利用集積率	基　　本	集約化加算
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055	0.065
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065	0.085
	75 パーセント以上 85 パーセント未満	0.075	0.105
	85 パーセント以上	0.085	0.125
2 国営事業促進型 農地集積促進事業	80 パーセント以上 85 パーセント未満	0.019	0.027
	85 パーセント以上	0.022	0.032

注１：担い手の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合にあっては、第 10 の６における限度額の算定に当たり、別表３の助成割合の欄のうち集約化加算の欄の数値を用いることができる。

注２：区分の欄１の事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、担い手農地利用集積率及び集約化加算の判定は、区分の欄１の事業の対象となる農用地面積において行うものとする。

別表４（農業構造転換特別対策事業に係る助成）

<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="4">基　　準</th><th rowspan="2">助成割合
（定額）</th></tr>
<tr><th>大区画化の割合</th><th>対策費部分
集積率</th><th>対策費部分
集約化率</th><th>農地中間管理権の設定等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>１ヘクタール割合が１／２以上</td><td rowspan="2">85 パーセント以上</td><td>80 パーセント以上</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">0.0625</td></tr>
<tr><td>50 アール割合が１／２以上</td><td>90 パーセント以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>１ヘクタール割合が３／５以上</td><td rowspan="2">85 パーセント以上</td><td>80 パーセント以上</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">0.094</td></tr>
<tr><td>50 アール割合が３／５以上</td><td>90 パーセント以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>１ヘクタール割合が２／３以上</td><td rowspan="2">85 パーセント以上</td><td>80 パーセント以上</td><td rowspan="2">対策費の対象面積に含まれる全ての農用地について農地中間管理権の設定等が行われること</td><td rowspan="2">0.125</td></tr>
<tr><td>50 アール割合が２／３以上</td><td>90 パーセント以上</td></tr>
</table>

注１：受益地域が傾斜地である場合にあっては、それぞれの区分につき下段の基準とすることができる。

注２：農地中間管理権の設定等とは、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていることをいう。

注３：農地中間管理権の設定等に係る期間は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する、又は農業経営等の委託を受けている当該事業の対象農用地について、第７の６に規定する農業構造転換推進計画の提出日（以下この注において「計画提出日」という。）から生産基盤整備事業等の完了年度の末日までの間のいずれかの日（以下「設定日」という。）において、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間又は設定日において委託を受けている農業経営等に係る委託の期間が 15 年以上であること。

なお、対策費の対象面積のうち農地中間管理機構が所有権を有する農用地について、計画提出日又は農地中間管理機構が所有権を有することとなった日のいずれか遅い日から起算して 15 年を経過しない間に農地中間管理機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該いずれか遅い日から 15 年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

注４：要綱第７の１の提出が行われた日において、区分の欄１の基準を達成している地区にあっては、区分の欄１に規定する事業を実施することはできない。

要綱第７の１の提出が行われた日において、区分の欄２の基準を達成している地区にあっては、区分の欄２に規定する事業を実施することはできない。

要綱第７の１の提出が行われた日において、区分の欄３の基準のうち大区画化の割合、対策費部分集積率及び対策費部分集約化率を達成している地区が、区分の欄３に規定する事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の実施により１ヘクタール割合（受益地域が傾斜地である場合にあっては、50 アール割合）、対策費部分集積率又は対策費部分集約化率のいずれかを増加させなければならない。

注５：区分の欄３に規定する事業を行う地区（第 10 の 11（３）に規定する場合を除く。）において、次の①から③までのいずれかに掲げる者が、法第 87 条第５項の規定による土地改良事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第 113 条の３第３項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して８年を経過した日の前日までの間に、それぞれ当該①から③までに定める場合に該当するときは、農業構造転換特別対策事業に係る補助金の返還措置を講じるものとする。ただし、注６に掲げる場合を除く。

①　対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者　次のいずれかに掲げる場合

イ　当該農用地を土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この注において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ　当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ　当該農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第７項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによって委託された農業経営等の委託又は同条第１項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の解除をした場合

② 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者　次のいずれかに掲げる場合

イ　当該農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ　当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

③ 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人　次のいずれかに掲げる場合

イ　当該農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ　当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

注６：注５ただし書に規定する場合は、次の①から④までのいずれかの場合とする。

① 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合

② 当該地区の受益農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

③ 注５①のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合

ア　当該農用地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと

（ア）設定日以降において、農地中間管理権の設定期間及び農地中間管理機構に農業経営等の委託をした期間の合計が15年以上あること

（イ）機構により所有権が取得されること

イ　アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること

④ ①から③までに掲げる場合のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

注７：区分の欄に定める各事業を次の表の左欄に掲げる地域において行う場合、助成割合の欄に掲げる数値のうち次の表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

１　第２の４（１）から（８）までに掲げる地域であって、２から５まで以外の地域	0.0625	0.04125
	0.094	0.058
	0.125	0.075
２　北海道内の地域であって第２の４（１）から（８）までに掲げる地域	0.0625	0.01375
	0.094	0.019
	0.125	0.025
３　北海道内の地域であって２以外の地域	0.0625	0.0375
	0.094	0.056
	0.125	0.075
４　沖縄県	0.0625	0.05625
	0.094	0.066
	0.125	0.075
５　奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域	0.0625	0.042
	0.094	0.056
	0.125	0.070

別記様式第１号

集約化を進める基本的な方針

<table>
<tr><td>都道府県</td><td colspan="2"></td><td>市町村名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">１．集約化の実施に関する基本的な事項</td><td colspan="2">農用地の集約化をめぐる現状の分析</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">集約化に関する目標</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２．集約化を進める区域</td><td colspan="2" rowspan="2">集約化促進区域（面積）</td><td colspan="2">（　　ha）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（　　ha）</td></tr>
<tr><td>３．集約化の推進体制に関する事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>４．農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注１：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注２：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第２章の８．推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注３：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

別記様式第２号

○○地区農用地集積加速化整備構想	
事　　項	内　　容
1.事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
2.事業実施区域における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現状及び課題 ・整備状況（前歴事業等）
3.地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
4.整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	・地区設定理由 ・全体整備量 ・全体整備（受益）面積 ・営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・整備による効果 ・全営農区面積 ・担い手への集約化率の増加見込み
5．各営農区の概要	
①　○○営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②　○○営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

○○地区農用地集積加速化整備構想	
事　　項	内　　容
6.営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：
7.農地集積加速化整備構想図	別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの）
	・○○事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（○○地区） 絵を入れる。
8．その他	別紙１の第２の５に従い１ha（北海道にあっては３ha）を超えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ①　都道府県知事が認めた集約化要件 ②　①を認めた理由及び概要

別記様式第３号

農業経営高度化計画

１．生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等）の概要

都道府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積（ha）	総事業費（百万円）

２．農業経営高度化支援事業の概要

（１）全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注２：計画の内容は、地域の実情を勘案し、担い手への農地の利用集積の促進に資するものとする。

（２）担い手への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	担い手農地利用集積率（%） B／A	担い手の利用集積面積に占める集約化率（%） F／B	助成割合（%）
事業実施前（○年度）									
生産基盤整備事業等完了時（○年度）									
要件達成確認（○年度）									
目標年度（○年度）									

別記様式第４号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり○○年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第７の１の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

１．事業計画概要書
２．農業競争力強化基盤整備計画
３．その他
〔４．費用負担者の同意書〕
〔５．施設の管理者の同意書〕

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注１：〔　〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。
注２：別紙１の第３の４の国営事業促進型を実施する地区にあっては、添付資料を１．事業計画概要書及び３．その他のみとすることができる。

別記様式第５号

番　　号
年　月　日

事業採択通知書

都道府県知事　殿

（農林水産省農村振興局長
農林水産省○○農政局長
内閣府沖縄総合事務局長）

○○年○○月○○日付け○○第○○号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第６号

番　　号
年　月　日

○○計画変更報告書

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

下記地区について、○○計画及び○○計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第８の１の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて報告します。

１．農地整備事業計画概要書
２．基盤整備関連経営体育成等促進計画書
３．農用地利用集積促進土地改良整備計画書

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第７号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第９の１の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　事業実施状況

（１）生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 （ha）	うち区画整理 （ha）	○年度まで 区画整理累計面積 （ha）	進捗率 （区画整理面積ベース） （%）	○年度の主な工事内容
総事業費 （百万円）	○年度事業費 （百万円）	○年度まで 累計事業費 （百万円）	進捗率 （事業費ベース） （%）	

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

（２）農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 （千円）	備考

注１：農業経営高度化支援事業（水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を除く。）を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
注２：「事業名」は、要領別紙１別表１の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。
注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

２　事業達成状況

（１）農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のア（２の（１）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）

ア　担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B＝C＋D＋E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹３作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
１年度目								
２年度目								
３年度目								
４年度目								
５年度目								
計画	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）		

年度の記載　上段：計画、下段：実績
計画　上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注１：達成率と達成状況は、開始年度を含めて３年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。
注２：注１の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

（要領別紙１第５の１の（２）のイ（２の（１）のイの（イ）含む。以下同じ。）により採択された場合）

ア　担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の集約化面積 B＝C＋D＋E (ha)	担い手の所有面積のうち集約化面積 C (ha)	担い手の使用収益権面積のうち集約化面積 D (ha)	担い手の基幹３作業受託面積のうち集約化面積 E (ha)	農用地面積に占める担い手の集約化率 B/A (%)	達成率 (%)	達成状況（評価）
事業実施前								
１年度目								
２年度目								
３年度目								
４年度目								
５年度目								
計画	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）		

年度の記載　上段：計画、下段：実績

計画　上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注１：達成率と達成状況は、開始年度を含めて３年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注２：注１の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

（要領別紙１第５の１の（２）のウ（２の（１）のイの（ウ）含む。以下同じ。）により採択された場合）

ア　農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有適格法人等の利用集積面積 B＝C＋D＋E (ha)	農地所有適格法人等の所有面積 C (ha)	農地所有適格法人等の使用収益権面積 D (ha)	農地所有適格法人等の基幹３作業受託面積 E (ha)	農用地面積に占める農地所有適格法人等の利用集積率 B/A (%)
事業実施前						
計画	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
○○年度まで						

計画　上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：要領別紙１第５の１の（２）のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ　農地集積促進事業の実績

（ア）担い手への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	担い手農地利用集積率（%） B／A	担い手の利用集積面積に占める集約化率（%） F／B	助成割合（%）
事業実施前									
計画	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
○年度まで									

計画　上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

（イ）通年施行の実績

農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

令和○○年度

工事工程計画

事業名	○○事業	
地区名	○○地区	
工期	R○○～R○○	
市町村	○○町	
事業主体名	○○土地改良区	
受益面積	○○.○ ha	
総事業費（千円）	○,○○○,○○○	
補助率	○○ %	
中心経営体集積率(%)	○○.○ %	
助成割合（限度額）	○.○ %	
交付限度額（事業費）	○○○,○○○ 千円	
面工事面積	全体面積	○○ ha
	うち夏期施工面積	○○ ha

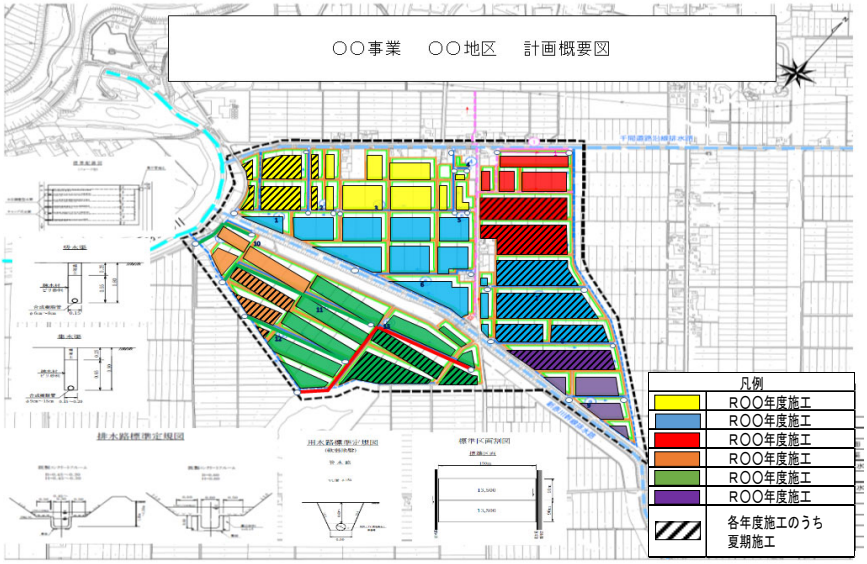

全体事業計画及び実績

対象工事		R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	R○○	合計
面工事面積（ha）	計画															
	実施															
うち夏期施工面積（ha）	計画															
	実施															
交付対象面積（ha）																
交付単価（千円／10a）																
交付金額（千円）																
うち国費（千円）																
地元負担（千円）																

（２）農地利用集積（又は農地集約化）方法

（要領別紙１第５の１の（２）のアにより採択された場合）

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	組織数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	人数等	集積面積(ha)	人数等	集積面積(ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注１：担い手の区分欄については、要領別紙１第２の３の規定に基づいて記載するものとする。
注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（要領別紙１第５の１の（２）のイにより採択された場合）

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	組織数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注１：担い手の区分欄については、要領別紙１第２の３の規定に基づいて記載するものとする。
注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（要領別紙１第５の１の（２）のウにより採択された場合）

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注１：農地所有適格法人等①には要領別紙１第５の１の(２)のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注２：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（３）担い手育成の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のア又はイにより採択された場合）

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	人数等
事業実施前					
１年度目					
２年度目					
３年度目					
４年度目					
５年度目					
計画	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	
実績 （○○年度まで）					

計画　上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

（要領別紙１第５の１の（２）のウにより採択された場合）

区分	個別農業者（人）	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織（組織数）
		（法人数）	うち特定農業法人	（法人数）	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
実績 （○年度まで）						

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注１：農地所有適格法人等①には要領別紙１第５の１の（２）のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注２：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（４）作付実績（生産基盤整備事業が完了した地区において記入する。）

ア　計画に対する作付状況

作　物		作付面積（ha）							計画と事業後の比較		
		事業前 ①	事業計画 ②	事業後 ③					事業後と計画の差（ha） ④=③-②	乖離率（%） ④/②	乖離の要因（±30%を超える場合）
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
水稲	主食用米										
	飼料用米										
	WCS 用稲										
	加工用米										
	米粉用米										
	その他水稲										
土地利用型作物	小麦										
	大麦・はだか麦										
	大豆										
	小計										
高収益作物											
	小計										
その他											
	小計										
作付準備地（緑肥等）											
計											

※土地利用型作物：小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、なたね、子実用とうもろこし、かんしょ（でんぷん用）、ばれいしょ（でんぷん用）、飼料作物等

※高収益作物：野菜、果樹、花き、茶など、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第１の１（２）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第２の１（６）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第２条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いもの

イ　汎用田における作付予定

事業完了後、汎用田において水稲のみを作付けている面積（ha）	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目

当該汎用田の今後の作付予定

（要領別紙１第５の１の（２）のウにより採択された場合）

３　農地所有適格法人等の状況

（１）農地所有適格法人等の経営状況

農地所有適格法人等の名称	経営面積（ha）	うち地区内	農地所有適格法人となった日（予定含む）	特定農業法人となった日（予定含む）	認定農業者認定日（予定含む）	経営所得安定対策加入経営体となった日（予定含む）	構成員数（人）	常時従事者数（人）	経営方針
○○法人									
△△法人									
××法人									

法人区分			○○法人	△△法人	××法人	
経営面積（ha）		田				
		畑				
		採草放牧地				
法人形態						
事業の種類	農畜産物名					
	関連事業等名					
	その他事業名					
売上高（円）	農業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報　　告				
		合　　計				
	その他事業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報　　告				
		合　　計				
構成員数	総　　数					
	農地提供者①					
	農業常時従事者②					
	農地保有合理化法人③					
	市町村・農協等④					
	承認会社⑤					
	議決権の状況（うち市町村・農協系統の有するもの）					
	法人と取引関係等にある者⑥					
業務執行役員数	総　　数					
	農業に常時従事する構成員数					
	うち農作業に従事する者数					
備　　考						

注１：要領別紙１第５の１の（２）のウに該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注２：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

（２）農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 １年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
２年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
３年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
４年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
５年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
【完了時】 ６年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
【完了後】 完了後 １年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
完了後 ２年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
完了後 ３年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
完了後 ４年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				
完了後 ５年度目	年　月				
	年　月				
	年　月				

注１：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注２：要領別紙１別表１の区分の欄の４の事業種類の欄の（１）の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注３：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

４　所見及び改善措置等

別記様式第８号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
〔北海道にあっては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第９の２の規定に基づき、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

１　地区概要

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

２　農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等名（法人形態）	農地所有適格法人になった日	特定農業法人になった日	認定農業者になった日	経営所得安定対策加入経営体になった日
（　　）				

経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
	うち地区内	作　目	作付面積	生産量		構成戸数	
田： ha	ha		ha	kg			
畑： ha	ha		ha	kg			
その他： ha	ha		ha	kg			

3　農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4　農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売　上　高		常時従事者 １人当たり所得
	農　業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5　農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6　農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7　特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

別記様式第９号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第６の６の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

１　水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）

２　水田貯留機能向上計画の内容

（１）一体的に実施する生産基盤整備事業等の地区名（事業名）

（２）水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費（千円）	備考

３　水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の実施体制

４　水田貯留機能向上の取組の実施面積

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積（ha）	地区内の取組面積（ha）		地区外の取組面積（ha）	
		現況	目標年度 （令和〇年）	現況	目標年度 （令和〇年）

（別添）

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

生産基盤整備事業等の地区名（事業名）：

別記様式第 10 号

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第９の３の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　事業実施状況

（１）生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名及び土地改良区名	総事業費（百万円）	受益面積（ha）	着工年度	完了年度	主な工事内容	備考

（２）水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費（千円）	備考

注１：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙１別表の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。

注２：「実施内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

２　水田貯留機能向上に向けた取組状況の報告

事業実施主体名	生産基盤整備事業等の地区面積（ha）	地区内の取組面積（ha）			地区外の取組面積（ha）		
		実施前	目標年度（令和○年）	○○年度まで（割合%）	実施前	目標年度（令和○年）	○○年度まで（割合%）
			（　　）	（　　）		（　　）	（　　）
			（　　）	（　　）		（　　）	（　　）
			（　　）	（　　）		（　　）	（　　）

（　）：取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

別記様式第 11 号

●●地区における農業構造転換推進計画

１．地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工 年度	対策費の 活用開始 予算区分	ハード 完了 年度	全体 受益面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（○○年度当初予算、○○年度補正予算など）を記載すること。

２．農業構造転換特別対策事業の区分

農業構造転換特別対策事業の区分	助成割合

注１：農業構造転換特別対策事業の区分は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知。以下「要領」という。）別紙１別表４の区分の欄に掲げる事業のうち、当該地区において実施する事業の番号を記載すること。

注２：助成割合は、要領別紙１別表４の助成割合の欄に掲げる数値のうち、当該地区において該当するものを記載すること。

注３：要領別紙１第８の４の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。

３．農業構造転換特別対策事業の対象区域図（別添）

４．農地の大区画化に係る計画

（１）受益面積全体

区分		全体受益面積 (ha) A=B+C+D	50 a 未満の 区画の面積 (ha) B	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha) C	1 ha 以上の 区画の面積 (ha) D	50 a 以上 区画の割合 (%) (C+D)／A	1 ha 以上 区画の割合 (%) D／A
事業実施前 （○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 （○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						

（２）対策費の対象面積部分

区分		対策費の対象面積（ha） A=B+C+D	50 a 未満の区画の面積（ha） B	50 a 以上 1 ha 未満の区画の面積（ha） C	1 ha 以上の区画の面積（ha） D	50 a 以上区画の割合（%） （C+D）/A	1 ha 以上区画の割合（%） D/A
事業実施前（○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備事業等完了時（○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						

注１：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

注２：要領別紙１第８の４の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

（３）受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分		対策費の対象面積以外の農用地面積（ha） A=B+C+D	50 a 未満の区画の面積（ha） B	50 a 以上 1 ha 未満の区画の面積（ha） C	1 ha 以上の区画の面積（ha） D	50 a 以上区画の割合（%） （C+D）/A	1 ha 以上区画の割合（%） D/A
事業実施前（○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備事業等完了時（○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

５．担い手への農地集積・集約化計画

（１）受益面積全体

区分	全体受益面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	担い手農地利用集積率（％） B／A	担い手の利用集積面積に占める集約化率（％） F／B
事業実施前（○年度）								
生産基盤整備事業等完了時（○年度）								
要件達成確認（○年度）								
促進計画の目標年度（○年度）								

（２）対策費の対象面積部分

区分	対策費の対象面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	対策費部分集積率（％） B／A	対策費部分集約化率（％） F／B
事業実施前（○年度）								
生産基盤整備事業等完了時（○年度）								
要件達成確認（○年度）								
促進計画の目標年度（○年度）								

注１：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

注２：要領別紙１第８の４の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

（３）受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	担い手農地利用集積率（%） B／A	担い手の利用集積面積に占める集約化率（%） F／B
事業実施前（○年度）								
生産基盤整備事業等完了時（○年度）								
要件達成年度（○年度）								
促進計画の目標年度（○年度）								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

６．農地中間管理権の設定等に係る計画

区分	全体受益面積（ha）	対策費の対象面積（ha） A	農地中間管理権の設定等に係る面積（ha） B=C+D+E	農地中間管理権の設定面積（ha） C	農地中間管理機構の所有面積（ha） D	農業経営等の委託に係る面積（ha） E	農地中間管理権の設定等の割合（%） B／A	備考
農業構造転換推進計画提出日（○年○月○日）								
翌年度（○年度）								
翌々年度（○年度）								
・ ・ ・								
生産基盤整備事業等完了年度末日（○年３月31日）								
合計								

注１：要領別紙１別表４の区分の欄３に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注２：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。

注３：農地中間管理権の設定面積（Ｃ欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が 15 年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が 15 年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注４：農地中間管理機構の所有面積（Ｄ欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注５：農業経営等の委託に係る面積（Ｅ欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が 15 年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が 15 年以上となっている農用地面積を記載すること。

注６：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（Ｂ欄）が、対策費の対象面積（Ａ欄）と、原則として一致すること。ただし、注７に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注７：要領別紙１別表４の注６①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

（別添）

農業構造転換特別対策事業の対象区域図

地区名（事業名）:

事業実施前	事業完了後

注１：対策費の対象面積に該当する区域を枠で囲うなど、対策費の対象面積が分かるように記載すること。

注２：要領別紙１第８の４の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、その区分ごとの対象区域が分かるように記載すること。

別記様式第 12 号

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認申請書

下記の地区において、△△年度当初（補正）予算から、農業構造転換特別対策事業【を実施 / の区分を変更】したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知）別紙１【第７の６ / 第８の３】の規定に基づき、【農業構造転換推進計画 / 変更後の農業構造転換推進計画】を添えて申請します。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注：農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１第７の６の規定に基づき申請する場合は、【　　】の部分を/の左の記載とし、農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１第８の３の規定に基づき申請する場合は、【　　】の部分を/の右の記載とする。

別記様式第 13 号

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

（農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長）

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記の地区について、農業構造転換特別対策事業の【実施 / 変更】を承認したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注：農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知）別紙１第７の８の規定に基づき通知する場合は、【　　】の部分を/の左の記載とし、農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１第８の５の規定に基づき通知する場合は、【　　】の部分を/の右の記載とする。

別記様式第 14 号

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

農業構造転換推進計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第９の４の規定に基づき、下記の地区について、別添のとおり事業達成状況について報告します。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

（別添）

●●地区における農業構造転換推進計画達成状況報告書

１．地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工 年度	対策費の 活用開始 予算区分	ハード 完了 年度	全体 受益面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（○○年度当初予算、○○年度補正予算など）を記載すること。

２．農地の大区画化に係る達成状況の報告

（１）受益面積全体

区分		全体受益面積 (ha) A=B+C+D	50 a 未満の 区画の面積 (ha) B	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha) C	1 ha 以上の 区画の面積 (ha) D	50 a 以上 区画の割合 (%) （C+D）/A	1 ha 以上 区画の割合 (%) D/A
事業実施前 （○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 （○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						

（２）対策費の対象面積部分

区分		対策費の 対象面積 (ha) A=B+C+D	50 a 未満の 区画の面積 (ha) B	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha) C	1 ha 以上の 区画の面積 (ha) D	50 a 以上 区画の割合 (%) （C+D）/A	1 ha 以上 区画の割合 (%) D/A
事業実施前 （○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 （○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						

注１：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

注２：農業競争力強化農地整備事業実施要領（以下「要領」という。）別紙１第８の４の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

（３）受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分		対策費の対象面積以外の農用地面積（ha） A=B+C+D	50ａ未満の区画の面積（ha） B	50ａ以上1ha未満の区画の面積（ha） C	1ha以上の区画の面積（ha） D	50ａ以上区画の割合（%） （C+D）/A	1ha以上区画の割合（%） D/A
事業実施前（○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備事業等完了時（○年度）	田						
	畑						
	その他						
	計						

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

３．担い手への農地集積・集約化に係る達成状況の報告

（１）受益面積全体

区分	全体受益面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	担い手農地利用集積率（%） B/A	担い手の利用集積面積に占める集約化率（%） F/B
事業実施前（○年度）								
生産基盤整備事業等完了時（○年度）								
要件達成確認（○年度）								
促進計画の目標年度（○年度）								

（２）対策費の対象面積部分

区分	対策費の対象面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	対策費部分集積率（％） B／A	対策費部分集約化率（％） F／B
事業実施前（○年度）								
生産基盤整備事業等完了時（○年度）								
要件達成確認（○年度）								
促進計画の目標年度（○年度）								

注１：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

注２：要領別紙１第８の４の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

（３）受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	担い手農地利用集積率（％） B／A	担い手の利用集積面積に占める集約化率（％） F／B
事業実施前（○年度）								
生産基盤整備事業等完了時（○年度）								
要件達成年度（○年度）								
促進計画の目標年度（○年度）								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

４．農地中間管理権の設定等に係る達成状況の報告

区分	全体受益面積（ha）	対策費の対象面積（ha） A	農地中間管理権の設定等に係る面積（ha） B=C+D+E	農地中間管理権の設定面積（ha） C	農地中間管理機構の所有面積（ha） D	農業経営等の委託に係る面積（ha） E	農地中間管理権の設定等の割合（%） B／A	備考
農業構造転換推進計画提出日（○年○月○日）								
翌年度（○年度）								
翌々年度（○年度）								
・ ・ ・								
生産基盤整備事業等完了年度末日（○年３月 31 日）								
合計								

注１：要領別紙１別表４の区分の欄３に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注２：全体受益面積及び対策費の対象面積（Ａ欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（Ａ欄）の数値を変更すること。

注３：農地中間管理権の設定面積（Ｃ欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が 15 年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が 15 年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注４：農地中間管理機構の所有面積（Ｄ欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注５：農業経営等の委託に係る面積（Ｅ欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が 15 年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が 15 年以上となっている農用地面積を記載すること。

注６：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（Ｂ欄）が、対策費の対象面積（Ａ欄）と、原則として一致すること。ただし、注７に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注７：要領別紙１別表４の注６①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

５．農業構造転換特別対策事業による対策費の交付状況

年度	当該年度の事業費（千円） A＝B＋C	当初予算（千円） B	補正予算（千円） C	対策費（千円） D＝E＋F	当初予算（千円） E	補正予算（千円） F	実際の交付割合（%） D/A	備考
農業構造転換特別対策事業開始年度（○年度）								
２年度目（○年度）								
・ ・ ・								
生産基盤整備事業等完了年度（○年度）								
生産基盤整備事業等完了年度の翌年度（○年度）								
・ ・ ・								
生産基盤整備事業等完了年度の７年後（○年度）								
合計								

助成割合 G	対策費の交付限度額（千円） H＝Aの合計×G

注１：当該年度の事業費（A欄からC欄まで）については、生産基盤整備事業等に係る事業費を記載すること。

注２：要領別紙１別表４の区分の欄３による農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等完了年度の翌年度以降であって、農業構造転換特別対策事業に係る助成を行った年度について記載すること。この場合に、行が不足する場合は適宜追加すること。

注３：助成割合（G欄）は、要領別紙１別表４の助成割合のうち、当該地区において該当するものを転記すること。

注４：交付した対策費の合計額（D欄の合計額）が対策費の交付限度額（H欄）を超えないようにすること。

注５：要領別紙１第８の４の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、当該変更を行った年度の備考欄に変更を行った旨を記載するとともに、助成割合の欄を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。この場合において、交付した対策費の合計額が、助成割合ごとに算定した対策費の交付限度額の合計額を超えないようにすること。

別紙２（実施計画等策定事業に係る運用）

第１　趣旨

要領第２の２に掲げる実施計画等策定事業に係る運用については、要綱、要領本文及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成６年６月 23 日付け６構改Ｂ第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

第２　事業の内容

１　実施計画策定事業

要綱第２の１の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙２の第２の１の畑地帯総合整備型及び２の畑地帯総合整備中山間地域型（以下「農地整備事業等」という。）の実施予定区域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業（以下「支障物撤去等事業」という。）

２　経営体育成促進換地等調整事業

農地整備事業等の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、調整要領の４に掲げる業務を行う事業

第３　事業の対象地区

１　実施計画策定

実施計画の対象地区は、農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。

２　経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあっては、当該区を含む。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。

なお、調整要領の４の（６）の業務については、当該農地整備事業の実施が予定されている地区について、実施計画策定事業の採択の前から実施することができるものとする。

第４　事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者とする。

第５　実施時期

１　実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（１）から（４）までのいずれかとする。

（１）１年（担い手への農地利用集積率が 80 パーセント以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては、２年）以内とする。

（２）中山間地域（別紙１第２の４に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和２年４月１日付け元生産第 2167 号、元農振第 3757 号、元政統第 2085 号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官連名通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。）の策定地域、輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域又は認定フラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和６年４月 19 日付け６輸国第 256 号農林水産省輸出・国際局長通知）第５の規定に基づいてフラッグシップ輸出産地として認定された地域をいう。以下同じ。）における地区の場合にあっては４年以内とする。

（３）スマート農業（ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添４）を作成した地区又は連携保全計画（土地改良法第 57 条の 11 第１項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添４の内容が記載されている地区の場合にあっては４年以内とする。

（４）次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画（別添５）を作成した地区又は連携管理保全計画に別添５の内容が記載されている地区（（３）の場合を除く。）の場合にあっては２年以内とする。

ア　２ヘクタール以上（北海道にあっては３ヘクタール以上）の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により２ヘクタール以上（北海道にあっては３ヘクタール以上）となる区画を含む。）の整備

イ　畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備

２　経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の実施時期は、調整要領の５で定めるとおりとする。

第６　事業の申請等

１　都道府県知事は、第２の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の３月末日までに、別記様式第１号による実施計画等策定事業採択申請書（別紙２において「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

２　地方農政局長等は、１の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認め

るときは、都道府県知事に別記様式第２号による実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。

３　都道府県知事は、第２の２の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

４　都道府県知事は、第２の事業の実施後に農地整備事業等から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業等の実施を行わない場合は地方農政局長等に協議するものとする。

５　都道府県知事は、第２の２の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の４の（６）の業務を、第２の１の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、当該業務に係る採択を希望する年度の前年度の３月末日までに、別記様式第１号による実施計画等策定事業採択申請書（当該業務に限定したもの）を地方農政局長等に提出するものとする。

６　地方農政局長等は、５の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第２号により実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。

７　都道府県知事は、６の規定により採択通知書が交付された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

第７　助成

実施計画等策定事業に係る要綱第８の経費とは、別記に掲げる費用とする。

第８　定額助成を活用する場合の採択要件等

１　次に掲げる地区において定額助成を活用する場合であって、令和８年度以降に採択する地区にあっては、実施計画の区域を含む地域計画の目標地図（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第３項に規定する地図をいう。）において、担い手に対する農用地の集約化の程度が向上するよう地域計画を変更し、土地改良事業の採択までに農業経営基盤強化促進法第 19 条第８項に規定する公告を行うことを要件とする。

（１）水田農業高収益化計画の策定地域における地区

（２）輸出事業計画の策定地域における地区

（３）認定フラッグシップ輸出産地における地区

（４）第５の１の（３）に規定する地区

（５）第５の１の（４）に規定する地区

２　実施計画等策定事業のうち定額助成を活用する地区における採択期限については、１の（１）に掲げる地区は令和８年度の末日まで、１の（２）から（４）までに掲げる地区は令和 11 年度の末日まで、１の（５）に掲げる地区は令和 12 年度の末日までとする。

３　令和 13 年度以降における実施計画等策定事業の採択に当たっては、１の（２）から（５）までに掲げる地区のいずれかに該当することを要件とする。

別　記

1　調査旅費
2　諸謝金
3　補償費
4　請負費
5　委託費
6　賃金
7　純工事費

別記様式第１号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長
沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

○○年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙２の第６の１の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．実施計画等策定地区一覧表（別添１のとおり）

２．実施計画策定地区概要書（別添２のとおり）

３．経営体育成促進換地等調整調書（別添３のとおり）

４．スマート農業導入推進計画（別添４のとおり）
（連携管理保全計画に別添４の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）

５．省力化整備計画（別添５のとおり）
（連携管理保全計画に別添５の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）

（注）農業競争力強化農地整備事業実施要領第２の２の経営体育成促進換地等調整事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成６年６月23日付け６構改Ｂ第637号農林水産省構造改善局長通知）の４の（６）の業務を、農業競争力強化農地整備事業実施要領第２の１の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、本文中「第６の１」とあるのは「第６の５」と記載するものとする。

（別添１）

実施計画等策定地区一覧表

名　称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 （千円）	備　考
実施計画策定 経営体育成 促進換地等 調整					

（別添２）

実施計画策定地区概要書

<table>
<tr><td>実施年度</td><td></td><td>都道府県名</td><td></td><td rowspan="5">営農計画構想</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>地 区 名</td><td></td><td>計画主体</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域の現況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">調査項目及び調査費</td><td rowspan="2">調査項目</td><td rowspan="2">数量</td><td colspan="4">調　　査　　費
（千円）</td><td rowspan="7">事業計画構想</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>国　　費</td><td>都道府県費</td><td>市町村費</td><td>計</td></tr>
<tr><td>１年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>３年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>４年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）１　本事業を単年度で実施する場合は「１年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度欄にそれぞれの調査項目を記載する。

２　第５の１の（１）によって本事業を２か年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（地域計画等）を添付すること。

３　第５の１の（２）によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画の策定地域又は認定フラッグシップ輸出産地に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。

４　第５の１の（３）によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添４を添付すること。

５　調査費の積算の基礎資料を添付すること。

６　実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

７　支障物撤去等事業を実施する場合は、当該事業の対象となる施設等の位置（移転の場合は、移転後の位置も含む。）及び事業費が分かる資料を添付すること。

（別添３）

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目			
								１年度	２年度	３年度	４年度
			ha								
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）											
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名		備考			
			ha								

（注）１　「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成６年６月 23 日付け６構改Ｂ第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）の４の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「１年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

２　地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業等の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

３　農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知。以下「実施要領」という。）第２の２の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の４の（６）の業務を、実施要領第２の１の実施計画策定事業の採択より前に実施する場合は、当該事業より前に行う必要があることを記載した理由書及び土地の概況がわかる資料を添付すること。

（別添４）

スマート農業導入推進計画

地　区　名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	６法指定地域等

自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容

（例）事業実施予定区域〇〇ha において、標準区画〇〇ha に大区画化し、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。	大区画化	*有 or 無*
	ターン農道の整備	*有 or 無*
	用排水路パイプライン化	*有 or 無*
	その他	*（記述）*

導入予定の省力化技術の概要

参考資料等があれば添付

（例）本事業で大区画化、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にＧＮＳＳ基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。

（例）本事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水田の水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。

導入する省力化技術	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
（例）自動操舵	*〇〇ha*	*〇基*	*〇基/20ha*	*〇戸*	*全基、〇〇改良区が所有・管理*
〇〇〇	*〇〇ha*	*〇基*	*〇基/20ha*	*〇戸*	*各農家で所有・管理*

見込まれる効果

（例）高収益作物の導入	*（例）スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇ha で実施予定。*
（例）スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、６次産業化の取組、農産物のブランド化の取組　等	

（別添５）

省力化整備計画

地　区　名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	６法指定地域等

現状の営農や維持管理上の課題

（例）・現況の区画が 10a 程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が進入できないことや作業効率が悪いことが課題。

（例）・事業実施予定区域〇〇ha において、傾斜が 1/40 程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。

予定する省力化整備の内容

参考資料等があれば添付

（例）本事業で２ha 以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。

（例）本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。

導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
（例）大型トラクタ	*〇〇ha*	*〇台*	*〇台/20ha*	*〇戸*	*各農家で所有・管理*
（例）アーム式モア	*〇〇ha*	*〇基*	*〇基/20ha*	*〇戸*	*全基、〇〇改良区が所有・管理*

見込まれる効果

（例）担い手集積による地域計画の実現	*（例）農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。*
（例）高収益作物の導入	*（例）大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇ha で実施予定。*

別記様式第２号

番　　号
年　月　日

実施計画等策定事業採択通知書

（北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由）
都道府県知事　　殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表（別添のとおり）

（別添）

実施計画等策定地区一覧表

名　称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 （千円）	備　考
実施計画策定 経営体育成 促進換地等 調整					

別紙３（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第１　趣旨

要綱第２の３に掲げる草地畜産基盤整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第２　用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

１　団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱いうるもの及び一連の基本施設によって受益するものは、１団地とみなす。

２　草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

３　草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

４　野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

５　放牧用林地整備

障害物の除去、心土破砕、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

（１）高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア　上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ　林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

（２）混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

６　農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

７　担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

（１）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。この別紙において「基盤強化法」という。）第 12 条第１項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第４項に規定する特定農業法人をいう。）であること。

（２）認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の４に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。

（３）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織をいう。）であること。

（４）市町村基本構想水準到達者（年間所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（基盤強化法第６条第１項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること。

（５）地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者をいう。）であること。

（６）その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、当該市町村において、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

８　受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地及びこれらと一体的に利用される輪作畑とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の３分の１に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の５分の１を超えないものとする。

9　中山間地域

第４の１の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

（１）次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア　離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（この別紙において「離島」という。）

イ　山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村（この別紙において「振興山村」という。）

ウ　半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。）

オ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

カ　棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ　アからカまでの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して畜産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域

（２）当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して（１）の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。ただし、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

10　農地所有適格法人

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定するものをいう。

11　農地所有適格法人に準ずる法人

第４の１の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第１項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が 50 人以下であって、かつ、公開会社（会社法第２条第５号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件の全てを満

たすものをいうものとする。

（１）その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあっては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。

（２）その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

12　構成員

第４の１の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は１人として取り扱うものとする。

13　家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

（１）肉用牛又は乳用牛であって、生後２年以上を経過したものにあっては、１頭につき 5.0 頭とする方法

（２）肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあっては、１頭につき 2.5 頭とする方法

（３）豚であって、生後６ヵ月を経過した繁殖用のものにあっては、１頭につき 2.0 頭とする方法

（４）豚（前号に掲げるものを除く。）にあっては、１頭とする方法

（５）鶏にあっては、１羽につき 0.02 頭とする方法

（６）前各号に掲げる家畜以外の家畜にあっては、当該家畜の１頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

14　飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第３　事業の実施方針

１　本事業の実施については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。この別紙において「法」という。)、土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号。この別紙において「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和 24 年農林省令第 75 号)その他の法令に定めるところによる。

２　本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。

３　施行令第 50 条第１項第５号の４に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第４の１の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。

４　法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。

５　要綱第３の２に定める農村振興局長等が別に定める事業とは第 10 の１の（１）に掲

げる表の事業実施計画策定事業及び第10の１の（２）に掲げる表の（１）事業計画策定とする。

6　本事業は、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用が図り得るよう必要な資金の積立に努めるとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。

7　都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降８年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

第４　事業の内容等

１　本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第５に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画等（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね500ヘクタール以上であること。ただし、中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね250ヘクタール以上であること。 （２）事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね２分の１以上であること。 （３）受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。

	公共牧場整備事業	公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね 100 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 250 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 50 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 125 ヘクタール以上であること。 （２）地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して５年以上経過していること。 （３）地区の事業完了後の受益面積がおおむね 60 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 300 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 30 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 150 ヘクタール以上となること。
畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 200 ヘクタール以上であること。 ただし、沖縄県、離島及び奄美群島特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき指定された地域（この別紙において「奄美群島」という。）にあっては、事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上であること。 （２）担い手への土地利用集積の増加率が第２の 13 に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 （３）事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙において「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。 ア　事業採択時における担い手土地利用集積率が30％未満である場合にあっては、これが40％以上となること。 イ　事業採択時における担い手土地利用集積率が30％以上50％未満である場合にあっては、これが10％ポイント以上増加すること。 ウ　事業採択時における担い手土地利用集積率が50％以上55％未満である場合にあっては、これが60％以上となること。 エ　事業採択時における担い手土地利用集積率が55％以上90％未満である場合にあっては、これが５％ポイント以上増加すること。 オ　事業採択時における担い手土地利用集積率が90％以上95％未満である場合にあっては、これが95％以上となること。

		カ　事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね 30 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 200 ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね 15 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 100 ヘクタール以上であること。 （２）事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね５人）以上であること。 （３）家畜頭羽数換算法により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね 2,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,000 頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね 3,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,500 頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 （４）事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね２分の１以上であること。
草地整備利用促進事業		草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）事業実施地区における総事業費が 200 万円以上であること。 （２）事業参加者が畜産業を営む農業者２人以上であること。 （３）飼料作物生産が位置付けられた地域計画が策定された地域内であること。 （４）事業実施地区における事業完了後の受益面積がおおむね７ヘクタール以上であること。

２　本事業の事業実施主体は、次の表の（１）に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の（２）に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類		事業実施主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型	道営草地整備事業	（１）事業実施主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者（15 人以上の場合に限る。）から事業実施の申請を受けた北海道とする。 （２）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ　担い手又は活性化計画に示された者 ウ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	公共	（１）事業実施主体は、都道府県とする。 （２）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。

	牧場整備事業	ア　受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 イ　本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ　担い手
畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	（1）事業実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。）であって、地方農政局長等の承認を得た法人（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業」について同じ。） ア　事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。 （ア）事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。 ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。 （イ）（ア）の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。 （ウ）事業指定法人は、（ア）の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。 イ　事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。 （ア）事業参加資格者の選定に関する事項 （イ）草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 （ウ）草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 （エ）草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項 ウ　事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。 （2）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ　受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ　担い手又は活性化計画に示された者

		エ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	再編整備事業	（1）事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 （2）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者に限る。） イ　受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ　ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ　担い手又は活性化計画に示された者 オ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
草地整備利用促進事業		（1）事業実施主体は、都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会とする。 （2）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業により草地造成又は整備を希望する農業者 イ　担い手又は活性化計画に示された者 ウ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者

第５　活性化計画の作成

１　本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

ただし、草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、飼料作物の生産が位置付けられた地域計画を活性化計画とみなす。

（1）活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。

（2）活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。

（3）活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア　計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ　集落懇談会の開催

ウ　その他

（4）活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア　市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条に規定する計画をいう。）

イ　集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第７条に規定する計画をいう。）

ウ　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基盤強化法第６条第１項に規定する構想。この別紙において「基本構想」という。）

エ　都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 192 号）第２条の３及び４に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

オ　地域計画

2　活性化計画は別記様式第１号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね 10 年後とする。

（2）計画区域の概要

（3）市町村の概要

（4）担い手育成計画

（5）農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

（6）土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

（7）家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

（8）飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

（9）関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

（11）その他必要な事項

第６　事業実施計画の樹立等

１　本事業の事業実施計画を樹立・作成しようとするときは、活性化計画に基づき、以下に定めるところによるものとする。

２　本事業の事業実施計画を樹立するに当たっては、草地整備型及び畜産担い手総合整備型においては都道府県知事が、草地整備利用促進事業においては都道府県知事又は市町村長が、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

３　事業実施計画の樹立地区の選定

（１）事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア　事業実施計画の樹立地区（この別紙において、「樹立地区」という。以下、同じ。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第２号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ　アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第３号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

（ア）事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面

（イ）事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

（２）事業実施計画の樹立の選定基準

都道府県知事は上記（１）により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。

ア　事業実施計画対象予定地区において第４の要件に適合すると見込まれること。

イ　用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ　事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ　事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ　本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

（３）樹立地区の承認申請

ア　都道府県知事は上記（２）の選定基準に基づき樹立地区を選定した際は、事業実施計画の作成について採択を希望する年度の前年度の３月末までに地方農政局長等からの承認を得るものとする。

イ　都道府県知事は事業実施計画の作成について承認する旨の交付を地方農政局長等から受けた場合においては、関係する市町村長に同交付を受けたことを通知するものとする。

４　事業実施計画の作成

（１）樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとする。

（２）事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事に着手できる精度であることを要するとともに、事業の効果が費用を償うものとし、その内容は以下のとおりとする。

ア 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事が、事業実施計画を別記様式第４号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、地区ごとに作成するものとする。

イ 草地整備利用促進事業

（ア）都道府県知事又は市町村長が、事業実施計画を別記様式第５号の畜産基盤整備計画により、地区ごとに作成する。

（イ）自己資金もしくは他の助成により事業実施計画を作成する場合においては、事業実施主体が、上記３に定める事項を省略し、同様式により、作成するものとする。ただし、事業指定法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「事業指定法人等」という。）が事業実施主体となる場合において、事業指定法人等は都道府県及び関係市町村と調整し、作成するものとする。

５　事業実施計画の留意事項

（１）都道府県知事及び市町村長は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。この場合において、都道府県知事及び市町村長は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

（２）事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月 11 日付け２生畜第 431 号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

（３）都道府県知事又は市町村長が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成 14 年２月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。

第７　事業実施計画の採択申請及び採択手続

１　本事業に係る要綱第７の１の農村振興局長等が別に定める書類は以下のとおりとする。

（１）草地整備型及び畜産担い手総合整備型

第５に定める活性化計画及び第６の４の（２）に定める草地畜産基盤整備事業実施計画書とする。

（２）草地整備利用促進事業

飼料作物生産が位置付けられた地域計画及び第６の４の（２）に定める畜産基盤整備計画とする。

２　第６に基づき樹立・作成した事業実施計画の採択申請等は以下のとおりとする。

（１）草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の 11 月末日までに要綱第７の１の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

（２）草地整備利用促進事業

ア　都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の 11 月末日までに要綱第７の１の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

イ　その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、都道府県知事が指定する期日までに、第７の１の（２）に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日までに、地方農政局長等に事業採択申請書等を提出するものとする。

３　要綱第７の１の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、２の規定に定める期日までに提出するものとする。

（１）予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

（２）災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合

４　３の（１）の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第７の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は３の（１）の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

５　３の（２）の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

６　草地畜産基盤整備事業に係る要綱第７の１の事業採択申請書は採択申請様式、要綱第７の２の事業採択通知書は採択通知様式により作成するものとする。

７　地方農政局長等は、２の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。

８　前項の審査の基準については、第４に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件に照らして行うものとする。

（１）事業の実施が技術的に可能であること。

（２）事業の効果が費用を償うものであること。

（３）活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集

落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。

（４）土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。

（５）活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積事業に限る）の達成が見込まれること。

（６）道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。

（７）草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

９　事業開始の通知

都道府県知事は、地方農政局長等から７の事業採択通知書の交付を受けたときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対して当該通知があった旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

10　事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

（１）事業実施主体のうち、事業指定法人等が、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人等は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人等及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

（２）（１）の契約においては、補助金の交付に関し付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。

（３）事業指定法人等は、（１）の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

11　各年度の事業承認協議

（１）事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成するものとする。また、事業実施主体が事業指定法人等の場合は当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

（２）事業実施主体（都道府県を除く。）は、（１）で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

12　事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

13　事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年４月 19 日付け 46 畜Ｂ第 945 号農林省畜産局長通知）により行うものとする。

14　事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね５年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

15　指導体制

（１）都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。

（２）指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。

（３）都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

16　事業完了後の措置

（１）草地等及び施設の一時使用等

ア　事業実施主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ　事業実施主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ　事業実施主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

（２）都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第８　事業実施計画等の変更

１　草地整備型及び畜産担い手総合整備型

（１）都道府県知事は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

ア　事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

イ　受益草地等の面積の 10%以上の増減

ウ　工種の新設又は廃止

エ　労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の 10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（２）都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第６号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

（３）都道府県知事は、事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

２　草地整備利用促進事業

（１）事業実施主体は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、計画の変更を行うものとする。

ア　事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

イ　受益面積の５％以上かつ７ヘクタール以上の増減

ウ　工種の新設又は廃止

エ　労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の 20%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（２）都道府県が事業実施主体の場合において、（１）に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、都道府県知事は、別記様式第６号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の畜産基盤整備計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

（３）その他の者が事業実施主体の場合において、（１）に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、事業実施主体は、変更内容を示した畜産基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを確認の上、別記様式第６号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に変更後の畜産基盤整備計画を添付したものを地方農政局長等に提出するものとする。

第９　事業の完了報告

本事業が完了したときは、以下のとおりとする。

１　草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第７号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

２　草地整備利用促進事業

（１）都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、別記様式第７号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

（２）その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、本事業が完了した旨を別記様式第７号の別表の草地整備利用促進事業完了報告書を付して都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に別記様式第７号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、提出するものとする。

第10　助成

1　補助

（1）草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア　国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の大要及び補助率は、次のとおりとする。

イ　当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備内容	交付対象				補助率
			草地整備型		畜産担い手総合整備型		
			道営草地整備事業	公共牧場整備事業	飼料基盤集積整備事業	再編整備事業	
事業計画策定事業	(1)事業実施計画策定	ア　事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施計画の作成に要する経費	○	○	○	○	50%以内
基本施設整備事業	(1)草地整備改良	ア　草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体とした飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	50%以内
		イ　道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下(1)において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		ウ　用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	

		エ　雑用水施設整備 　草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
	(2)関連草地造成改良	ア　草地造成改良 　草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	
		イ　道路整備 　草地（アの整備に係る草地をいう。以下(2)において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		ウ　用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		エ　雑用水施設整備 　草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
	(3)草地等の基盤整備改良	ア　野草地整備改良 　野草地の整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		イ　放牧用林地整備 　放牧用林地の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費			○	○	
		ウ　牧野樹林整備 　草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		エ　家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 　家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良に要する経費	○			○	

		オ　水質汚染防止基盤整備 　牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費			○	○	
		カ　防災施設整備 　草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		キ　施設用地造成整備 　牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備（農業用施設の撤去を含む。）に要する経費		○	○	○	
		ク 鳥獣被害防止施設整備 　草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
利用施設整備事業	(1)農業用施設整備	ア　隔障物整備 　整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	50%以内
		イ　家畜保護施設整備 　整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		ウ　電気導入施設整備 　施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		エ　用排水施設整備 　農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	

		オ　雑用水施設整備 　農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		カ　飼料調製貯蔵施設整備 　整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		キ　飼肥料庫整備 　整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	
		ク　家畜排せつ物処理施設整備及びペレット化施設整備 　家畜排せつ物を処理するために必要な施設及び堆肥のペレット化に必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○	
		ケ　水質汚染防止施設整備 　牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費			○	○	
		コ　間伐材加工処理施設整備 　間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費				○	
		サ　衛生管理施設整備 　整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛衡等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		シ　放牧馴致施設整備 　整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		ス　防護柵整備 　牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費		○			

		セ　環境保全施設整備 　都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費		○			
	(2) 農機具等導入	ア　牧場用機械施設整備 　整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○	
		イ　農具庫整備 　整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	
		ウ　燃料庫整備 　施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	

（２）草地整備利用促進事業

ア　国は、本事業について次に掲げる表の工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の大要、補助率及び助成単価は、次のとおりとする。

　なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の２分の１程度としているため、事業実施主体は、農業者の施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

イ　次に掲げる表の工種の欄（５）から（10）までにあっては、施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。

ウ　当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年８月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）によるものとする。

工　　種	整　備　内　容	補助率・助成単価
(1)事業計画策定	都道府県又は市町村が行う事業計画の作成（権利関係、基盤整備に関する調査・調整活動を含む。）に要する経費	50%以内
(2)草地整備改良	草地の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	50%以内

(3)用排水施設整備	草地（(2)の整備に係る草地をいう。以下(4)において同じ。）の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	
(4)雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	
(5)区画拡大	草地として利用する農地における畦畔除去及び勾配修正による区画拡大に要する経費	・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり27万５千円【20万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり25万５千円【18万５千円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり７万円【６万円】 ・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり４万円【４万円】
(6)暗渠排水	草地として利用する農地における吸水渠（本暗渠管）の間隔が10メートル以下の暗渠管の新設に要する経費	・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり22万５千円【16万５千円】 ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり22万円【16万円】 ・トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり18万円【13万５千円】 ・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万５千円【９万円】
(7)湧水処理	草地として利用する農地における湧水処理のための暗渠管の新設に要する経費	・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり24万円【17万円】 ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり23万円

		【16万５千円】
(8)客土	草地として利用する農地における層厚10センチメートル以上となる客土に要する経費	受益面積10アール当たり27万５千円【19万円】
(9)除礫	草地として利用する農地における除礫に要する経費	受益面積10アール当たり25万円【17万円】
(10)隔障物整備	整備された農地(5)～(9)の整備に係る農地をいう。）における家畜の放牧に必要な隔障物の新設に要する経費	・電気牧柵の場合は、受益面積１ヘクタール当たり47万円【34万円】 ・電気牧柵以外の場合は、受益面積１ヘクタール当たり35万円【29万円】

２　第10の１の(１)及び(２)に係る補助率及び助成単価（事業計画策定は除く。）は、以下のとおりとする。

（１）畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

（２）草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

ア　離島は同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

イ　第10の１の(２)の表の工種の欄に掲げる区分（この別紙において「同区分」という。）の（５）から（10）までに応じ、受益面積（施工対象の農地面積。湧水処理にあっては施工延長。）に助成単価を乗じた額の合計とし、同区分（５）、（６）、（８）及び（９）は受益面積１アール未満、（７）は施工延長10メートル未満、(10)は受益面積１ヘクタール以上の農地であって10アール未満は切り捨てて算出することとする。

ウ　同区分（６）及び（７）にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65㎜以上の場合には、受益面積10アール当たり（工種の欄（７）にあっては施工延長100メートル当たり）３万５千円を加算するものとする。

エ　同区分の（６）に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（Ｌ）が10メートル以上となる場合には、受益面積（Ａ）を割り引いて助成額（Ａ×10／Ｌ×助成単価）を算出するものとする。

３　事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

（１）草地整備改良、草地造成改良等

ア　通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破砕等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。

イ　除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ　土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、燐酸質資材（溶

性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

エ　有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ　有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第２条第２項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ　牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ　飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク　蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

（２）道路整備

道路の改良とは、(a)曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b)幅員の拡張、(c)(a)及び(b)の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

（３）利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年４月５日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

（４）家畜保護施設整備

ア　家畜保護施設を整備（公共牧場は除く。）する場合にあっては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より 10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ　家畜保護施設の整備にあたっては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ　家畜保護施設の整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ　家畜保護施設の整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね５年以内に家畜の導入を完了することが見込まれること。

（５）飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

を実施する場合にあっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に留意するとともに、全ての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

（６）鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の整備を実施する場合にあっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第４条第１項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良（輪作体系は除く）及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

（７）農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

（８）草地整備利用促進事業

ア　同一ほ場内において、同区分（２）及び（５）から（９）までを重複して実施はできないものとする。

イ　草地整備型及び畜産担い手総合整備型と併せて実施することはできないものとする。

ウ　同区分の（５）から（10）までについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

（９）ペレット化施設整備

ア　家畜排せつ物処理施設と一体的に整備する施設であること。

イ　ペレット化の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。

ウ　事業計画策定段階において、堆肥の広域流通が計画されペレット化施設の必要性が認められること。

４　融資

（１）本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県については沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

（２）第７の９の事業開始の通知を受けた市町村は、（１）の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、（１）の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア　市町村長は、事業実施計画に基づき、（１）の融資を受けようとする者について、別記様式第８号の様式により、次の事項を記載した計画書（この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

（ア）農業経営の状況

（イ）農業経営の改善計画

（ウ）取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等
（エ）必要資金の額及び調達方法
（オ）償還計画
（カ）その他必要な事項

イ　都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ　都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第11　補則

1　他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年２月13日付け50畜Ｂ第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する基本契約及び配合飼料の価格差補塡に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2　飼料作物生産が位置付けられた地域計画に係る緩和

第４の１の表の種類欄の草地整備利用促進事業及び第７の１の（２）に定める飼料作物生産が位置付けられた地域計画については、要綱第３の２のただし書きに規定されている原子力被災12市町村及び令和６年能登半島地震の被災市町村にあっては、飼料作物生産が位置付けられた、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）２の（１）の実質化された人・農地プランをいう。）とすることができる。

3　本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

4　農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。この別紙において「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法及び基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

5　家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良

の対象とする場合にあっては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

6　草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

7　補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第 10 の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

8　農業者施工を行う場合

事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

9　増築等に伴う手続

（1）事業参加者は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模又は利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第９号により、都道府県知事に届け出るものとする。

（2）都道府県知事は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第９号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

都道府県が事業参加者として（1）に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

第 12　経過措置

1　農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地Ｃ第 500 号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成 16 年３月 30 日付け 15 生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、本事業により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

2　戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2199 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱の例による。

3　特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 農振 2242 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱の例による。

4　農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が、本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

5　地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たし

ている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

6　沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年４月６日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

7　戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙（番号３　草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第７の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙（番号３　草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第７の規定、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号６　草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第８の規定、地域自主戦略交付金交付要綱（番号 11　草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第８の規定又は沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙（番号９　草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第８の規定に基づいて、平成 24 年度及び平成 25 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。